

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	昭 和 村

昭和村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 福島県昭和村産業建設課
所 在 地 福島県大沼郡昭和村大字下中津川字中島 6 5 2
電 話 番 号 0 2 4 1 - 5 7 - 2 1 1 7
F A X 番 号 0 2 4 1 - 5 7 - 3 0 4 4
メールアドレス sangyou@vill.showa.fukushima.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル・イノシシ・ニホンジカ ツキノワグマ・中型獣（タヌキ・ハクビシ ン・アライグマ）・カワウ・カラスカルガモ ・アオサギ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	昭和村全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村
名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ニホンザル	野菜 (ミニトマト)	0 千円/0 a
	計	0 千円/0 a
イノシシ	水稲・野菜・イモ類・ 雑穀 ソバ・大根・白菜・ね ぎ・トウモロコシ・か ぼちゃ・馬鈴薯)	463 千円/33a
	計	463 千円/33a
ニホンジカ	水稲	97 千円/8a
	計	97 千円/8a
ツキノワグマ	水稲・雑穀	109 千円/10a
	計	109 千円/10a
中型獣 (タヌキ・ハクビシ ン・アライグマ)	水稲・工芸作物 (カスミ草)	69 千円/5a
	計	69 千円/5a
カラス	野菜	39 千円/0.2a
	計	39 千円/0.2a
カルガモ	水稲	0 千円/0a
農作物被害計		777 千円
カワウ		0 千円/0 kg
	計	0 千円/0 kg
アオサギ		0 千円/0 kg
水産物被害計		0 千円/0kg

総計	777 千円
----	--------

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

①ニホンザル

令和3年度においては両原地区にて農作物への被害が確認されたほか各集落で目撃されていることから、個体数の増加に伴う被害の増加が懸念される。

②イノシシ

令和3年度において毎年、田の畔を掘り返す被害が各集落で確認されており、個体数の増加とともに生息域が拡大しているため、被害の増加や被害地域の拡大が懸念される。

③ニホンジカ

令和3年度においては各地域で農作物の食害が発生している。
近年は両原地区や大芦地区にて群れでの目撃情報もあり、被害は増加傾向にある。

④ツキノワグマ

令和3年度においてはツキノワグマの出没が少なく被害額も減少している。
しかし、例年収穫時期の水稻など農作物の被害が大きいことや、民家近くの田畑にも出没がみられるため、人的被害の恐れもある。

⑤中型獣（タヌキ・ハクビシン・アライグマ）

令和3年度はトマトやキュウリなどの被害が各地域でみられ、今後も個体数の増加等によりも夏季から秋季にかけての農作物収穫時期の被害及び住居や倉庫などへの侵入による糞害、騒音被害が発生している。

⑥カラス

令和3年度においては特に被害は発生しなかったが、ゴミをあさる被害などが増えている。
人家周辺に出没するため銃器での捕獲が難しく、個体数の増加も見られることから、農作物の被害が懸念される。

⑦カワウ

農林水産業等への被害は被害額としては算出されていない。
毎年5月から8月にかけて地元漁業組合が放流するアユ、ウグイ、イ

ワナ、ヤマメなどが被害を受けている。

⑧カルガモ

カルガモによる被害は村内全域で発生し５月から６月にかけて田植え後の水田に飛来し、活着時期の水稻の生育に著しい影響を及ぼしている。

令和３年度については被害が確認されなかったが、飛来している姿が目撃されていることから、今後の水稻への被害が懸念される。

⑨アオサギ

農林水産業等への被害は被害額としては出ていない現状である。

しかし、村内全域で田植え後の水田に飛来しているのが目撃されていることから、今後の水稻への被害が懸念される。

また、村内主要河川において地元漁業組合が放流するアユ、イワナ、ヤマメ、ウグイなどの被害が発生している。

- (注) １ 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
 ２ 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(３) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和３年度）	目標値（令和７年度）
農作物被害額	ニホンザル ０千円	ニホンザル ０千円
	イノシシ ４６３千円	イノシシ ４１６千円
	ニホンジカ ９７千円	ニホンジカ ８７千円
	ツキノワグマ １０９千円	ツキノワグマ ９８千円
	中型獣 ６９千円	中型獣 ６２千円
	カラス ３９千円	カラス ３５千円
	カルガモ ０千円	カルガモ ０千円
	計 ７７７千円	計 ６９８千円
農作物被害面積	ニホンザル ０ a	ニホンザル ０ a
	イノシシ ３３ a	イノシシ ３０ a
	ニホンジカ ８ a	ニホンジカ ７ a
	ツキノワグマ １０ a	ツキノワグマ ９ a
	中型獣 ５ a	中型獣 ４ a
	カラス ０．２ a	カラス ０．１ a
	カルガモ ０ a	カルガモ ０ a
	計 ５６．２ a	計 ５０．１ a
水産物被害額	カワウ ０千円	カワウ ０千円
	アオサギ ０千円	アオサギ ０千円
	計 ０千円	計 ０千円

水産物被害量	カワウ	0 k g	カワウ	0 k g
	アオサギ	0 k g	アオサギ	0 k g
	計	0 k g	計	0 k g

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・昭和村鳥獣被害対策実施隊を編成し、銃器、ワナによる捕獲を実施した。	狩猟者が減少し、捕獲の担い手の育成が急務である。 被害の増加に伴い、捕獲の出動要請が増加し従来の捕獲体制では対応が困難になっている。 補助者となる地域住民の協力が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	・防護柵、緩衝帯は個人、または団体での設置推進を行った。 ・花火、爆竹による追上げ、追払い、放任果樹の撤去については実施隊により対応した。 ・カワウ、アオサギについては野尻川漁協によりカカシ、テグス張りによる追払いを行った。	防護柵、緩衝帯については個別または団体による設置を行っているが継続して推進していく必要がある。
生息環境管理その他の取組	・被害状況調査による地区毎の被害傾向の調査を行った。	令和3年度以降、イノシシ減少に伴い被害報告も減少傾向であるが継続して調査を行っていく必要がある。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

本村では、例年ツキノワグマによる水稻を中心とした農作物被害が著しい。また、人家敷地内の放任果樹や家庭菜園を目的とした出没による人的被害の懸念も高まっている。

タヌキ、ハクビシン、カラスなどによる野菜等農作物被害や、カルガモ、アオサギによる水稻被害の懸念、また、カワウ、アオサギなどによる水産物への被害が例年みられ、近年では、イノシシによる掘り返し被害やニホンジカによる野菜の被害も多発している。

特にイノシシについては年々個体数が増加傾向にあるため、有害鳥獣捕獲・狩猟により個体数調整を実施していく。

全鳥獣被害への対策のため、今後も引き続き昭和村鳥獣被害対策実施隊を中心とした関係機関及び地域ぐるみで行う追払い、放任果樹の除去、緩衝帯の設置などを推進するとともに、狩猟者が減少傾向にあるため、捕獲活動の担い手育成を図り円滑な捕獲活動ができるように努める。

さらに防護柵等の設置等の推進や鳥獣生息環境管理など住民自ら被害防止対策を行えるよう関係機関より助言を貰いながら地域ぐるみの活動を支援していく。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

福島県猟友会両沼支部昭和分会より隊員の推薦を受けた者を、昭和村長が任命し昭和村鳥獣被害対策実施隊を平成24年7月に編成している。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5	ニホンザル イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ 中型獣 カワウ カラス カルガモ アオサギ	・ 生息状況、被害状況を把握する。 ・ 地域住民へ狩猟免許試験について周知する。 ・ 地域住民に対して地域の現状を認識させ狩猟免許等への資格取得促進や地域ぐるみで行う防除について意識を高める。 ・ 捕獲に関する講習会の実施。 ・ 大型鳥獣用捕獲用品の導入。
6	ニホンザル イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ 中型獣 カワウ カラス カルガモ アオサギ	・ 生息状況、被害状況を把握する。 ・ 地域住民へ狩猟免許試験について周知する。 ・ 地域住民に対して地域の現状を認識させ狩猟免許等への資格取得促進や地域ぐるみで行う防除について意識を高める。 ・ 捕獲に関する講習会の実施。 ・ 大型鳥獣用捕獲用品の導入。 ・ ICT を活用した効率的・効果的な捕獲方法について調査し実証する。
7	ニホンザル イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ 中型獣 カワウ カラス カルガモ アオサギ	・ 生息状況、被害状況を把握する。 ・ 地域住民へ狩猟免許試験について周知する。 ・ 地域住民に対して地域の現状を認識させ狩猟免許等への資格取得促進や地域ぐるみで行う防除について意識を高める。 ・ 捕獲に関する講習会の実施。 ・ 大型鳥獣用捕獲用品の導入。 ・ ICT を活用した効率的・効果的な捕獲方法について調査し実証する。 ・ 周辺市町村と連携し、鳥獣の生息状況等の情報交換を行う。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンザル管理計画、福島県イノシシ管理計画、福島県ニホンジカ管理計画、福島県ツキノワグマ管理計画、福島県カワウ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等
------	--------

	5 年度	6 年度	7 年度
ニホンザル	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンザル管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 3 頭	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンザル管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 3 頭	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンザル管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 3 頭
イノシシ	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 1 5 頭	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 1 5 頭	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 1 5 頭
ニホンジカ	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準による。	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準による。	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準による。
ツキノワグマ	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画、福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による。 。	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画、福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による。 。	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画、福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による。 。

中型獣 (タヌキ・ハクビシン・アライグマ)	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。
カラス	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。
カルガモ	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。
カワウ	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画、福島県カワウ管理計画に基づく基準による	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画、福島県カワウ管理計画に基づく基準による	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画、福島県カワウ管理計画に基づく基準による
アオサギ	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容		
捕獲は、人的被害の危険及び農作物の被害が大きい地域を重点的に必要最低限の捕獲を行う。		
ニホンザル	：箱ワナ、銃器	(4月～翌年2月)
イノシシ	：箱ワナ、くくり罠、銃器	(4月～翌年3月)
ニホンジカ	：箱ワナ、くくり罠、銃器	(4月～翌年3月)
ツキノワグマ	：箱ワナ、銃器	(4月～翌年2月)
中型獣	：箱ワナ	(4月～翌年2月)
カラス	：銃器	(4月～翌年2月)
カルガモ	：銃器	(4月～翌年2月)
カワウ	：銃器	(4月～翌年2月)
アオサギ	：銃器	(4月～翌年2月)

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
大型獣の効果的な捕獲にはライフル銃は有効であり、ライフル銃の所持を認められた鳥獣被害対策実施隊員(※)について使用を推奨します。

(※) 猟友会に所属し、且つ鳥獣被害対策実施隊員として活動している者に限る。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	5 年度	6 年度	7 年度
イノシシ	被害状況及び、各集落の要望を考慮し設定 水田地帯の山際 電気柵 2 0 0 0 m	被害状況及び、各集落の要望を考慮し設定 水田地帯の山際 電気柵 2 0 0 0 m	被害状況及び、各集落の要望を考慮し設定 水田地帯の山際 電気柵 2 0 0 0 m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	5 年度	6 年度	7 年度
イノシシ	猟友会による侵入防止柵近辺の見回り	猟友会による侵入防止柵近辺の見回り ICT 活用による侵入防止柵の管理の実証	猟友会による侵入防止柵近辺の見回り ICT 活用による侵入防止柵の管理の実証

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
5	ニホンザル イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ 中型獣 カワウ カラス カルガモ アオサギ	・地域住民への被害防止啓発活動を実施する ・地域の各種組織等による緩衝帯の設置や里山の整備、追払い、放任果樹の除去を行う体制整備を支援する。 ・防護柵の導入、運用を実施するとともに設置者の増加を目指す。
6	ニホンザル イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ 中型獣	・地域住民への被害防止啓発活動を実施する ・地域の各種組織等による緩衝帯の設置や里山の整備、追払い、放任果樹の除去を行う体制整備を支援する。 ・防護柵の導入、運用を実施するとともに設置者の増加を

	カワウ カラス カルガモ アオサギ	目指す。
7	ニホンザル イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ 中型獣 カワウ カラス カルガモ アオサギ	・地域住民への被害防止啓発活動を実施する ・地域の各種組織等による緩衝帯の設置や里山の整備、追払い、放任果樹の除去を行う体制整備を支援する。 ・防護柵の導入、運用を実施するとともに設置者の増加を目指す。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

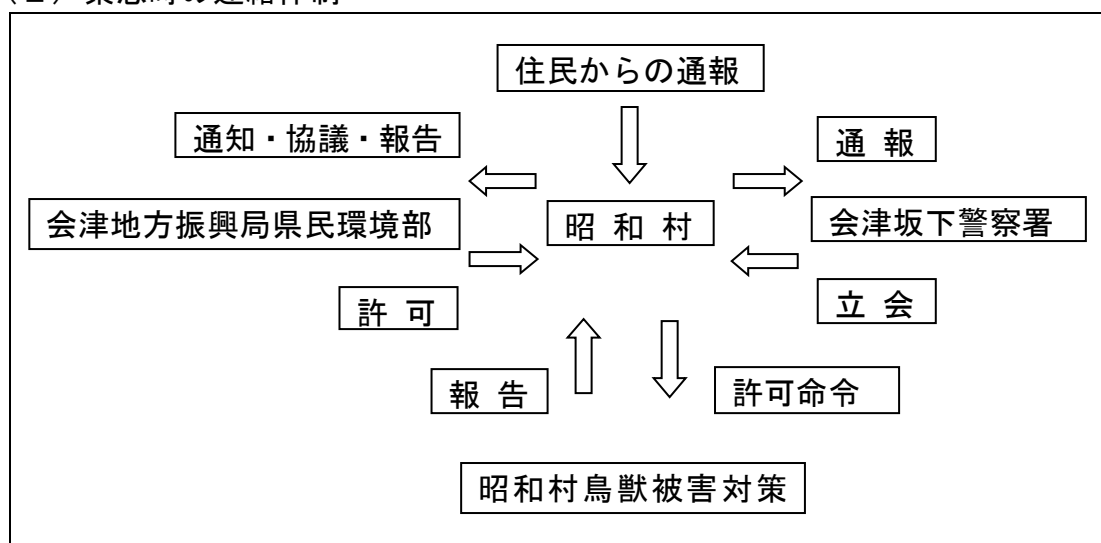
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
昭和村	警察等関係機関等への連絡調整を行う。
昭和村鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣関連の情報提供及び捕獲作業を行う。
会津地方振興局	有害鳥獣関連の情報提供及び保護管理に関する指導等を行う。
会津坂下警察署	現場確認及び立会を行う。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理施設での焼却及び埋設等適切に処理する

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	なし
ペットフード	なし
皮革	なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での屠体給餌、学術研究等)	なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施

なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	昭和村鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
昭和村	協議会事務局、協議会に関する連絡調整を行う。
昭和村鳥獣被害対策実施隊	協議会事務局、協議会に関する連絡調整を行う。
福島県猟友会両沼支部昭和分会	有害鳥獣関連の情報提供及び捕獲作業を行う。
福島県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連の情報提供並びに保護及び管理に関する助言・指導を行う。
会津よつば農業協同組合	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
野尻川非出資漁業協同組合	内水面における有害鳥獣関連の情報提供を行う。
昭和村行政区長会	地域における有害鳥獣関連の情報提供を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
会津森林管理署 昭和村森林事務所	国有林での有害鳥獣関連の情報提供を行う。
福島県会津地方振興局 県民環境部	有害鳥獣の捕獲及び被害防止に関する助言及び指導を行う。
福島県会津農林事務所 農業振興普及部	有害鳥獣による農作物の被害防止に関する助言及び指導を行う。
福島県会津農林事務所 会津坂下農業普及所 金山普及所	有害鳥獣による農作物の被害防止に関する助言及び指導を行う。
福島県会津農林事務所 森林林業部	農地周辺の環境整備としての森林管理・森林整備手法について、助言及び指導を行う。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年7月1日、村職員及び福島県猟友会両沼支部昭和分会会員を構成員として、昭和村鳥獣被害対策実施隊を設置。令和元年度現在、猟友会会員11名、補助者14名の計25名が捕獲等の鳥獣被害防止対策を行う。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。